

妙高市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 八 木 清 美

1 監査等の種類 定期監査

2. 監 査 の 対 象 令和 3 年度、令和 4 年度

- ・総 務 課（令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日）
 ※選挙管理委員会事務局含む
 - ・建 設 課（令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日）
 - ・地域共生課（令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日）
- の財務等に関する事務の執行

3 監査の着眼点 （1）監査の実施にあたり、財務事務執行等の重要リスクを次のとお
（評価項目） り設定した。

リスク分野	リスク項目
財務事務執行の有効性・効率性を阻害するリスク	○必要性の乏しい経費支出 ○予算消化のための経費支出 ○不当に高い金額、不利な条件での契約
財務事務執行の法令等違反のリスク	○勤務時間の過大報告 ○カラ出張 ○横領 ○契約やルールと相違する支出 ○契約やルールと相違する収入 ○補助金等の不正申請・交付手続きの瑕疵

	○不公正な契約 ○伺等による意思決定手続きの不適正 ○指定管理の事務手続の不適正 ○未収金の発生防止及び債権管理の怠り
決算の信頼性を阻害するリスク	○架空計上・計上漏れ ○分類誤りによる計上 ○二重計上
財産の保全を阻害するリスク	○不十分な財産の把握と管理 ○財産の非有効活用 ○現金等の紛失

(2) 実地検査における着眼点は次のとおりとした。

区分	着眼点
事務事業の執行に係る工事	○妙高市発注の工事が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているか。
災害備蓄品	○物品の保管・管理等が、適正に行われているか。

- 4 監査の実施内容 ・あらかじめ監査資料の提出を求め、主に予算の執行関係、補助金関係、契約関係、財産管理関係等の関係帳簿及び関係書類の調査のほか、関係職員からの説明聴取を行なった。

- ・工事に関する事務は、一部工事を抽出し、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び書類の調査や現地において関係職員からの説明聴取を行なった。

当該工事：建設課

①令和3年度 企建第1号テレワーク研修交流施設建設・建築工事

②令和3年度 企建第2号テレワーク研修交流施設建設・電気設備工事

③令和3年度 企建第3号テレワーク研修交流施設建設・機械設備工事

- ・災害備蓄品の管理等に関する事務は、一部施設を抽出し、現地において関係職員立会いのもと、保管・管理状況等を確認した。

当該施設：総務課

①はねうまアリーナ ②さくらこども園

- 5 監査の実施期間 令和4年9月12日 ～ 令和4年11月29日

- 6 監 査 の 日 程 (1) 書類審査 令和4年 9月12日～令和4年10月17日
(2) 実地検査 令和4年10月 6日
(3) 事情聴取 令和4年10月28日 (一部、令和4年11月17日)

7 監査の結果

監査の結果、総務課、建設課、地域共生課の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。